

宮国保運協第1号
令和2年11月9日

宮代町長 新井康之様

宮代町国民健康保険運営協議会
会長 稲山貞幸

宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和2年8月6日付け宮発第203号で諮問を受けた「宮代町国民健康保険税の見直し」について、下記のとおり附帯意見を付して答申します。

記

1. 審議結果

- (1) 令和3年度の税率等の見直しは1年延期し、令和4年度の見直しとする。
- (2) 令和3年度の賦課限度額の見直しを実施する。

2. 審議要旨

国民健康保険は、都道府県化から3年目を迎え、新制度も定着しつつある。現在、埼玉県では令和3年度をスタートとする次期国民健康保険運営方針の策定を進めている。

方針の素案では、令和9年度に県内市町村の税率等の完全統一を目標とする予定であり、今後、赤字額の解消に向けた取り組みが益々重要となる。

これまで当町では、平成29年度から2度の税率等の見直しにより赤字額の解消に大きな成果を上げてきた。しかしながら令和元年度の決算では約4,000万円の赤字が生じている。

今後においても被保険者数や国の改革等の影響により税収の減少が見込まれ、税率や制度の見直しをしない場合には令和9年度までに税収が約2.8億円減少し、赤字額が2.5億円に膨らむ見込みであり、引き続き2年に一度の税率等の見直しが必要と考える。

しかしながら、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染拡大の影響

が長期化する中で被保険者への影響が懸念される。独立行政法人労働政策研究・研修機構の「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」や埼玉県の「新型コロナウイルス感染症の影響に関する緊急調査」からも、自営業者やフリーランスの方への経済的な影響が大きいことが伺われ、この結果は、宮代町の被保険者にも類似すると考える。

また、当町は所得300万円以下（給与収入では443万円以下）の被保険者が全体の約80%を占め、所得の少ない被保険者が多く、新型コロナウイルス感染拡大の影響が更に大きくなると考える。

そこで、令和3年度の税率等の見直しについては1年延期し、感染拡大の影響を見極めてから令和4年度に見直すこととする。

また、令和3年度の賦課限度額の引き上げは、高額所得の一部の被保険者への影響に留まり、国や県の公費の拡充が期待できるため、実施することとする。

3. 附帯意見

1年延期することで令和4年度以降の赤字額が増加し、令和8年度、9年度には約8,000万円の赤字額が見込まれることから、次の附帯意見を付す。

- (1) 赤字解消ルールの見直しを検討し、令和8年度までに完全解消を目標とする。
- (2) 宮代町データヘルス計画を着実に実行し、医療費の適正化に努めること。
- (3) 国保財政の安定を図るため、保険者努力支援制度を最大限に活用するとともに、国・県に対し財政支援の拡充を要望すること。
- (4) 今般、国保制度改革が行われたが、国民皆保険制度を堅持するためには公的医療保険制度の抜本的な改革が必要であり、これを強く国に要望すること。
- (5) 町民に対して「国保税の見直しを1年延期すること」を広く丁寧に説明すること。